

令和3年5月1日

お客さま各位

西日本高速道路株式会社

令和3年5月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和3年5月1日から実施される「中京圏の新たな高速道路料金」の導入に伴い、下記のとおり大口・多頻度割引率に変更となりますのでお知らせいたします。

記

1. 変更日

令和3年5月1日（土）から

2. 車両単位割引率

一般有料道路：伊勢湾岸自動車道（東海JCT～飛島JCT）が割引対象道路に追加

自動車1台ごとの1か月の伊勢湾岸自動車道（東海JCT～飛島JCT）のご利用額	割引率
5千円を超え、2万円以下の部分	6.9%（11.9%）
2万円を超える部分	13.8%（18.8%）

※ETC2.0搭載車全車種が対象です。

※（ ）内は、名古屋高速道路の都心環状線と連続して通行しない場合に適用される割引率です。

※契約者単位割引の割引対象一般有料道路に伊勢湾岸自動車道（東海JCT～飛島JCT）は含みません。

上記変更に伴い令和3年5月利用分からの利用証明書の割引凡例及び有料データフォーマットについて変更を行う予定です。変更内容については、令和3年5月14日頃お知らせ予定です。

以上